

富山海区漁業調整委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和8年6月10日(水)午後1時30分から午後2時10分
場所 県民会館509号室

2 出席委員

網谷繁彦、鷺北英司、大浦清和、大西眞彦、大野久芳、坂田博美、
塩谷俊之、田中智宏、中村好成、古埜雅浩、松井誠二、三國嘉彦、
村上 憲
(欠席委員：佐藤建明、園 尚人)

3 議長

議長：網谷繁彦

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の
規定に基づき、当委員会は成立

5 議事録署名委員の指名

松井誠二、三國嘉彦

6 県職員

水産漁港課：飯田副主幹、加藤主任(海区主任兼務)

7 事務局職員

前田事務局長(水産漁港課課長兼務)

8 付議事項(議題)

- (1) 知事管理漁獲可能量の設定について(まさば及びごまさば、ずわいが
に、まだら)(諮問)

県水産漁港課の加藤主任から、資料1-1により、令和8年6月10日付
け水漁第231号で知事から諮問のあった「知事管理漁獲可能量の設定につ
いて」説明された。

漁業法では、都道府県は、国から配分された漁獲可能量について、資源
管理方針に即し、知事管理区分に配分する数量を定めることとされている。
まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群A海域、そして
まだら本州日本海北部系群について、本年7月1日から令和8年管理年度
が新たに始まる。5月に水産庁から新しい漁獲可能量TACの通知があり、
資料3ページと4ページに内容が記載されている。通知された都道府県別
漁獲可能量に基づき、知事管理漁獲可能量を定めることについて、今回、

海区漁業調整委員会に諮問する。

まだら本州日本海北部系群については、令和6年度からTAC管理が開始し、令和7管理年度からは、3段階のステップアップ管理のうち、ステップ2の管理となっている。新たなTAC資源については、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施するステップアップ管理が導入されている。

今回、マサバ及びゴマサバ、ズワイガニ、マダラについて、知事管理漁獲可能量の設定について諮問する。それぞれの知事管理漁獲可能量を資料の2ページに示しており、マサバ及びゴマサバ、ズワイガニ、マダラについて、それぞれ現行水準、39トン、試行水準としている。今後のスケジュールについては、今回、本日6月10日に委員会に諮問をして、答申をいただいたのち、6月中に農林水産大臣へ承認申請し、国の承認をいただければ、知事管理漁獲可能量の設定を行い、県報で告示を行う予定である。

マサバ及びゴマサバについては、令和8管理年度の日安数量は3,045トンとなっている。なお、令和7管理年度の日安数量は2,814トンとなっており、こちらの管理年度は、今年6月末までとなっているが、3月時点の漁獲量は654トンとなっている。また2番目のズワイガニのTAC数量については、令和7管理年度は47トンのところ、3月時点での漁獲量は30トンとなっている。マダラの3月時点の漁獲量は3トンとなっている。

以上の説明に対し、委員から意見や質問等は無く、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として資料1-2の案のとおり答申することが承認された。

(2) 知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ）（諮問）

県水産漁港課の加藤主任から、資料2-1により、令和8年6月10日付け水漁第235号で知事から諮問のあった「知事管理漁獲可能量の変更について」説明された。

漁業法では、都道府県は、国から配分された漁獲可能量について、資源管理方針に即して、知事管理区分に配分する数量を定めることとされている。令和8管理年度のクロマグロ小型魚及び大型魚の漁獲可能量については、国から本県に配分された都道府県別漁獲可能量に基づき、県内の知事管理区分に配分した。今般、本県の都道府県別漁獲可能量について、国から変更、追加配分が通知されたことから、県内の各区分における知事管理漁獲可能量を変更することについて、海区漁業調整委員会に諮問する。なお、今回の追加配分は、前管理年度の漁獲実績等に基づき、毎年、管理年度の始めに全都道府県に対し行われるものである。

国から県への追加配分は、表に示したとおりであり、小型魚は変更前の当初配分は108.8トンであったのが、追加配分後は、15.1トン増加し、123.9トンとなる。大型魚は、変更前の当初配分は33.4トンであったが、追加配分後は7.8トン増加し、41.2トンとなる。追加配分の概要としては、1つ目として令和7管理年度の未利用分の繰越、2つ目として国留保枠からの追加、3つ目のその他として消化率によるメリット措置があり、水産

庁が実施要領に定める方法により行われている。1つ目として令和7管理年度の未利用分の繰越では、国から、前管理年度の漁獲枠の未利用分が、令和7年度の基礎配分の10%を上限として各都道府県へ配分される。2つ目の国留保からの配分は、前管理年度の基礎配分の比率で各都道府県へ追加配分し、3つ目の消化率メリットによる配分は、前管理年度の消化率が8割以上等の都道府県に対し、メリット措置として配分されたものである。

2ページ目に、県内配分として知事管理漁獲可能量の変更を示しており、国の配分方法に準拠して行っている。1つ目の令和7管理年度の未利用分の繰り越しについては、令和7管理年度に未利用分が発生した区分に繰り越している。2つ目の国の留保からの配分については、令和7管理年度の当初配分の比率に基づき各区分に配分している。3つ目の消化率メリットについては、令和7管理年度の消化率が8割以上の区分を対象に、対象区分内の令和7管理年度の当初配分の比率に基づき配分している。なお、大型魚の「その他漁業」（漁船漁業等）は、令和8管理年度当初配分において、前年の3トンから5トンへ増枠したことから追加配分を行わない。

今後のスケジュールについては、本日、知事管理漁獲可能量の変更について海区漁業調整委員会に諮問し、海区漁業調整委員会から答申をいただいたのち、6月中に農林水産大臣へ報告し、告示を行う予定である。

以上の説明に対し、委員から意見や質問等はなく、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として資料2-2の案のとおり答申することが承認された。

(3) 令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の概要について (報告)

委員会事務局の前田事務局長から、資料3により「令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の概要」について説明された。

令和8年5月15日に東京都で通常総会が開催され、鷲北会長代理と前田事務局長が出席した。出席者は来賓7名、委員36名、事務局職員53名であった。

議題としては、第1号議案として令和7年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について審議され、案のとおり承認された。第2号議案として令和8年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について審議され、案のとおり承認された。

第3号議案として協議事項（中央要望活動）について審議され、

I～VIIの各項目について案のとおり承認された。当海区から提案した、太平洋クロマグロ資源管理に関する各項目、また、新たに提出した遊漁と漁業の調整について、それぞれ今回の要望書に盛り込まれている。なお、今回の新規項目は、資源管理の精度向上、並びにTAC管理の柔軟な運用の2項目あった。

報告事項では、国への要望書の内容について、近年項目数が増加し、類似項目の重複など構成が複雑となっており、全漁調連としては、令和9年度の要望書作成に向けて要望項目の再構築と内容の整理を行う方針となっ

ている、との説明があった。

以上の説明に対し、委員から意見や質問等はなかった。

(4) 委員会指示（定置漁業に用いる漁具に接触する遊漁の禁止）に係る対応について（報告）

県水産漁港課の飯田副主幹から、資料4により、定置漁業に用いる漁具に接触する遊漁を禁止する委員会指示に係る対応状況について、報告があった。

昨年度末の令和8年3月6日に開催した当委員会において、定置漁業に用いる漁具に接触する遊漁の禁止について、委員会指示の内容を皆様に協議いただいた結果、この指示は発出してから1年しか経過していないため、有効期間を令和9年度末まで1年間延長し、普及啓発・注意喚起を強化しながら、継続して状況を確認することとなった。その際に県が提案した普及啓発・注意喚起等の対応について次のとおり報告する。

県として、作成した遊漁マップを漁協、遊漁船業者、釣具店、マリーナ等に対し、約400部を配布した。また、県ホームページに多言語化版を含む啓発チラシを掲載した。また、県漁業取締船「つるぎ」での巡視の強化については、沿岸付近の定置網や、よく繋がり釣りが見られる定置網への巡視を強化することとした。なお、令和8年4月から5月の巡視実績については、計723隻の船を確認した。その際に繋がり釣りをしていた船は0件であった。ただし、定置網近傍で釣りをしている船に対しては、チラシ配布などで周知を行った。また、本県の主要なマリーナの管理者に、説明を行うとともに啓発チラシを配布した。また、県内の大型釣具店4店舗にも同様に、啓発チラシを配布した。また、技能実習生に向けては、富山県中小企業団体中央会に対し、多言語化した啓発チラシ（電子データ）を配布して周知してもらおうよう、外国人技能実習生受入事業を行う監理団体宛てに依頼した。また、船舶免許所有者に向けては、小型船舶の免許・更新を行っている県内の7事業者に対し、趣旨の説明や、免許更新時等に受講生に啓発チラシ（1,800枚）の配布を依頼した。なお、普及啓発看板の設置についても検討したが、これについては、今回の委員会指示の有効期間が1年と短いことから、長期的な指示内容が決まってからの対応とする。現在の対応は以上のとおりであり、今後においても、引き続きつるぎの巡視の状況等について、当委員会において随時報告させていただく。

以上の説明に対し、委員から以下のとおり意見や質問等があった。

網谷会長：委員会指示の内容については、今年度は、昨年度と同様との認識で良いか。

飯田副主幹：今年度の委員会指示の内容は昨年度と同様であるが、指示の期間が終わる前に、今年度の状況も参考にしながら、また委員の皆さんと協議させていただきたい。

鷲北会長代理：船舶免許所有者に対する普及について、お礼を述べたい。3日前に免許の更新をしてきたが、その場で説明があった。ただ、できれば、他県よりも、富山県は定置網周辺

での遊漁について厳しい、という点を伝えていただきたい。講師の説明では、他人に迷惑が掛かるから止めましょう、との説明であったが、そのような言い方では伝わらないのではないかと感じた。この件に関しては、一歩進んでいるとの認識で、アナウンスがあったことはお伝えする。

大野委員：県のやり方は徹底していると評価する。これで問題が出ないかは分からないが、課題が出た場合にはまた議論して、次の年に活かして行くというやり方で良いのではないかと思う。県は良く頑張っている。

網谷会長：漁業者サイドから、繋がり釣りについて、さらに状況が悪いという話が出でいないので、それなりに県も頑張っていると思う。

飯田副主幹：これで全部なくなるとは思っていないが、少しでも減少するように努力してまいりたい。

(5) その他
なし

(6) 次回委員会

次回の委員会は、令和8年8月12日(水)13:30より開催することに決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和8年6月10日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____